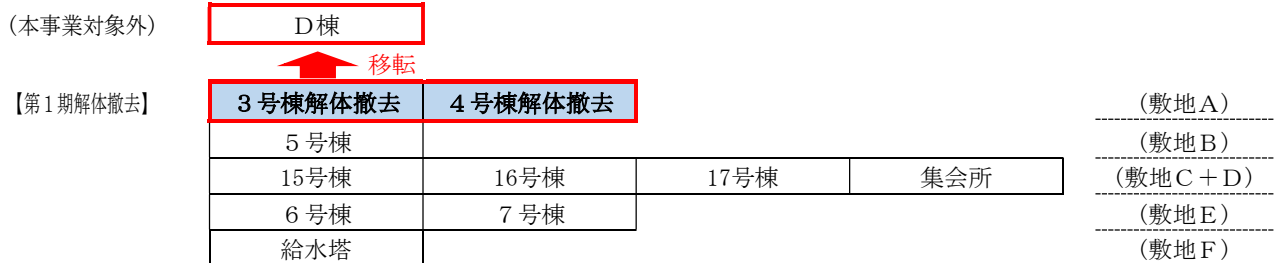


添付資料04 入居者移転計画（基本手順）

本計画は入居者の移転に係る基本手順を示したものであり、事業者はこれを踏まえ、建替住棟等の工程を立案すること。なお、D棟の建設及び入居者移転事務は本事業の対象外です。

1 既存住棟等の解体撤去（第1期）

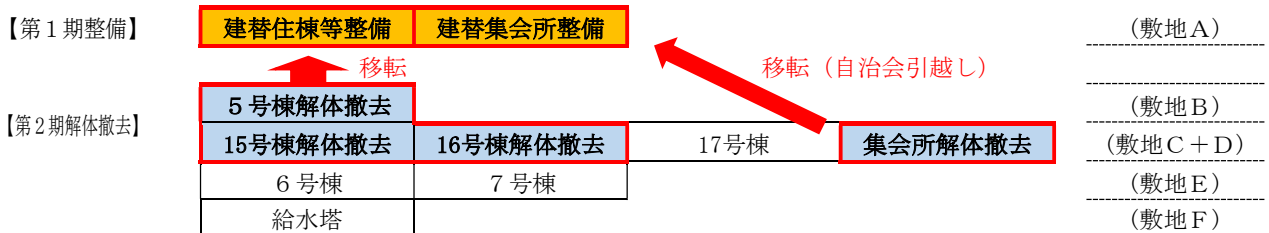
既存住棟（3号棟及び4号棟）の入居者のD棟（令和4年6月1日管理開始予定）移転完了後（令和4年8月完了予定）、これらの住棟及び付属建物等の解体撤去を行う。



2 建替住棟等の整備（第1期）＋既存住棟等の解体撤去（第2期）

敷地Aにて、建替住棟等（建替集会所を含む）を整備し、県に引渡しを行う。

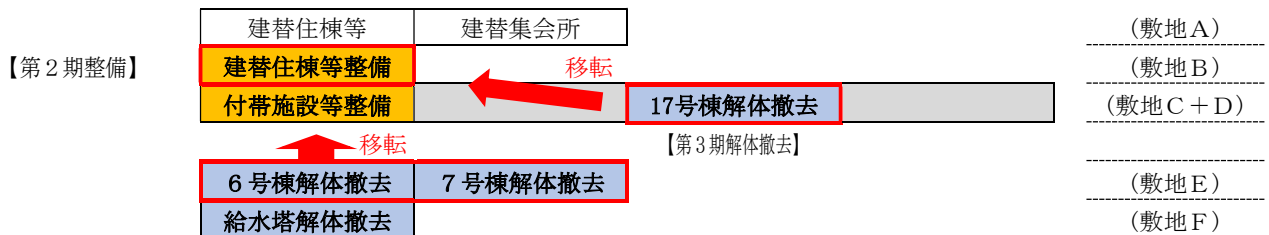
その後、既存住棟（5号棟、15号棟及び16号棟）の入居者の敷地Aの建替住棟（管理開始時期は提案による。）移転完了後（管理開始から概ね2ヶ月後）、これらの住棟及び付属建物等の解体撤去を行う。また、集会所においては、自治会による引越しが完了した後に解体撤去を行う。



3 建替住棟等の整備（第2期）＋既存住棟等の解体撤去（第3期）

敷地B及び敷地Cにて、建替住棟等を整備し、県に引渡しを行う。

その後、既存住棟（6号棟、7号棟及び17号棟）の入居者の敷地Bの建替住棟（管理開始時期は提案による。）移転完了後（管理開始から概ね2ヶ月後）、これらの住棟及び付属建物等、並びに給水塔の解体撤去を行う。



4 植栽植樹等の整備（第3期）＋事業用地の分筆及び活用用地の所有権移転

給水塔の解体撤去完了後、敷地Fにて植栽植樹を行う。

また、敷地CとDの敷地確定測量（境界杭等の設置を含む。）を行い、敷地Cを県営住宅整備用地と活用用地とに分筆を行う。分筆登記後、活用用地については、県から用地活用企業へ所有権移転・登記（県：登記手続、用地活用企業：証紙負担）を行う。

